

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和5年度契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和4年12月15日

世田谷区

1 概要

(1) 契約予定件名

保育所入所、幼児教育・保育の無償化、及び保育施設補助金申請関連業務委託

(2) 目的

世田谷区の保育所入所に関する業務、幼児教育・保育の無償化に伴う認定・補助金に関する業務、保育施設補助金申請等の審査を正確かつ迅速、効率的に行うため。

(3) 業務内容

- ① 保育所入所及び幼児教育・保育の無償化に関する電話対応業務
- ② 保育所入所及び幼児教育・保育の無償化に関する電子申請及び交換便・郵送物の収受処理
- ③ 施設等利用給付認定に関する業務
- ④ 教育・保育給付認定、保育所等利用申込に関する業務
- ⑤ 教育・保育給付認定現況確認に関する業務
- ⑥ 認可外保育施設利用者あて幼児教育・保育の無償化及び保育料負担軽減補助業務
- ⑦ 私立幼稚園等補助金関連業務
- ⑧ その他の保育所入所及び幼児教育・保育の無償化に関連する業務については区担当課と協議のうえ可能な範囲で実施を検討する。
- ⑨ 保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金審査業務
- ⑩ 処遇改善等加算Ⅰの申請にかかる審査業務
- ⑪ 世田谷区保育士等処遇改善助成金審査業務
- ⑫ キャリアアップ補助金審査業務
- ⑬ その他の補助金業務については区担当課と協議のうえ可能な範囲で実施を検討する
- ⑭ 上記各業務にかかる実施計画の立案、課題の検討・改善策の提案

(4) 契約期間

契約の日（令和5年4月1日予定）から令和8年3月31日まで

*ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があり、かつ令和6年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であることを契約の条件とする。

*令和6年度以降の契約について、委託業務の事務量及び必要人数等については、その都度協議をする。

(5) 契約形態

契約形態は総価契約とする。

2 参加資格

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納が無いこと。

(5) 受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を取得していること。

(6) 令和2年度以降で、官公庁においてシステムデータ入力及び電話対応業務に関する実績を有していること。

(7) LGWAN-ASPによるファイル転送サービスを利用し、データ伝送ができること（予定でも可能とする）。

3 提案者の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

(1) 業務実施の計画性

- ・業務全体を正確に把握できているか
- ・効率的な実施計画が立てられているか

(2) 管理体制

- ・業務を安定的に遂行できる管理体制が確立されているか

- (3) 業務を安定的に遂行する能力
 - ・迅速で柔軟な対応ができる業務体制が整えられているか
 - ・業務に必要な知識・スキルを習得する研修計画が立てられているか
 - ・正確なマニュアルや業務フローを迅速に確立できる仕組みが整っているか
 - ・日々の作業の進捗管理について区への報告と連絡調整ができる仕組みが整っているか
- (4) リスクとその対処方法
 - ・執務場所での情報保護等セキュリティ体制が優れているか
- (5) 業務改善の提案能力
 - ・効果的な業務改善の提案ができるか
- (6) 見積額の妥当性
 - ・提案限度額との整合性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区保育部保育認定・調整課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-2-1-27

世田谷区役所第2庁舎2階2番窓口

電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506

Eメールアドレス SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和4年12月15日(木)～令和4年12月28日(水)

② 交付場所

上記(1)と同じ

③ 交付方法

希望者に無償配布する(世田谷区ホームページからダウンロード可、ホームページ内検索番号:195028)

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和4年12月28日(水) 午後5時まで必着

② 提出場所

上記(1)と同じ。

③ 提出方法

持参に限る

(4) 質疑・回答

① 質問受付

令和5年1月16日(月) 午後5時まで必着
質問は電子メールで行うこと。

② 回答予定日

令和5年1月24日(火)

質問内容及び回答書は、参加表明者宛に電子メールで送信する。

(5) 提案書、見積書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和5年2月1日(水) 午後5時まで必着

② 提出場所

上記(1)と同じ

③ 提出方法

持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。
- (6) 参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- (7) 本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行なった提案は無効とする。
- (10) 区との契約では単年度で予定価格2000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。(別紙参照)
- (11) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者の場合

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者の場合
(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,170円**

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和4年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。